

ステーブルコインに対する既存の規制上の原則等の適用可能性を検討する

IOSCO の報告書について

2020 年 3 月 23 日

証券監督者国際機構 (IOSCO) 代表理事会は、本日、いわゆるグローバル・ステーブルコインの試みが証券規制当局に与える影響を特定する報告書を公表した。

「グローバル・ステーブルコインの試み」と題された報告書(本報告書)は、グローバル・ステーブルコインの使用に伴う規制上の論点を検討するとともに、これらの仕組みに対し、既存の IOSCO 原則及び基準がどのように適用されるかを探究している。本報告書は、証券規制当局の観点からグローバル・ステーブルコインの提案を評価する取組みの一環として、IOSCO フィンテックネットワークにより作成された。

本報告書は、その構造次第で、グローバル・ステーブルコインが証券市場の規制枠組みの適用を受ける可能性を指摘している。IOSCO 原則及び基準が関連性を有するかどうかは、ステーブルコインの個別提案における設計や、法・規制上の性質及び特性によって左右される。

本報告書は、国内及び国際的な送金に使用される架空のステーブルコインを題材にした、仮定のケーススタディ(本件ケーススタディ)について記載している。この架空のコインは、リザーブファンドと市場仲介者を用いて、価値変動の小さい通貨バスケットとの関係で安定した価格を実現することを目指している。本報告書は、マネー・マーケット・ファンド (MMF) に関する政策提言、ETF の規制に係る原則、暗号資産取引プラットフォームに関する最終報告書といった様々な IOSCO 原則・政策提言や、市場分断、サイバーレジリエンス及び顧客資産に関する IOSCO の作業が、提案された設計や機能に照らして、本件ケーススタディや類似する構造のステーブルコインに対してどのように適用されるかを分析している。

これと並行して、IOSCO は国際決済銀行決済・市場インフラ委員会 (CPMI) と共同して、CPMI-IOSCO の「金融市場インフラのための原則」の適用に関する分析も実施した。これは別添 1 として本報告書に添付されている。この初期的な分析は、グローバル・ステーブルコインの仕組みがシステム上重要な決済機能または他のシステム上重要な金融市場インフラ機能を担っている場合には、同原則が適用されると結論付けた。これによれば、本原則は、本件ケーススタディにも同様に適用されうることになる。

NOTE: This media release is a translation of the original English-language version and its content has not been verified by the IOSCO General Secretariat. For the original, please see <https://www.iosco.org/news/pdf/IOSCONEWS558.pdf>

既存の、及び今後現れうるステーブルコインが、国境及び当局間の境界を越える射程を有しうることにより、IOSCO は、ステーブルコインの提案及びそれが孕むリスクについて理解を深めるべく、金融安定理事会(FSB)を含む国際機関や基準設定主体と協働していく。2019年6月のG20による要請を受け、現在FSBはグローバル・ステーブルコインの仕組みにより生じる規制上の論点について検討を行っており、2020年4月に、市中協議文書を発出する予定である。

IOSCO は、他の基準設定主体と共に、FSB 報告書の作成に多大な寄与を行った。今後、IOSCO フィンテックネットワークにおいても、本報告書の分析により得られた主要な論点についてさらなる分析を継続するとともに、新たに出現するステーブルコインの提案について検討を行っていきたいと考えている。

NOTES TO THE EDITORS については省略。